

# 令和8年度における介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（概要）

## 介護事業所・医療機関（介護サービス提供医療機関）向け支援

（注）消費税分（10%）も助成対象であり、下記の助成限度額は、消費税分を含む費用額となります。

### 1. 助成対象経費

#### ①カードリーダーの購入経費 ②介護情報基盤との接続サポート等経費（注1）（注2）

（注1） 介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書 の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。（なお、介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要な端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。）

（注2） 導入支援事業者から、介護情報基盤の接続サポートとケアプランデータ連携システムの接続サポートに必要な支援を一体的に受ける場合、その費用も助成の対象となります。

### 2. 助成限度額等

1. 対象（介護サービス種別）	2. カードリーダーの助成限度台数	3. 助成限度額（①②を合算した限度額）
訪問・通所・短期滞在系	3台まで	助成限度額は6.4万円まで
居住・入所系	2台まで	助成限度額は5.5万円まで
その他	1台まで	助成限度額は4.2万円まで

※ ①・②について、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。

## 医療機関（主治医意見書作成医療機関）向け支援

### 1. 助成対象経費

#### 主治医意見書の電子的送信機能の追加経費（※）

※ 保険医療機関において、主治医意見書をオンライン資格確認等システムに接続する回線及び介護情報基盤経由で電子的に送信するために必要となる電子カルテや文書作成ソフト等の改修に係る経費。

### 2. 助成限度額等

1. 対象	2. 補助率	3. 助成限度額
200床以上の病院	1 / 2	助成限度額は55万円まで
199床以下の病院または診療所	3 / 4	助成限度額は39.8万円まで

## 申請・補助方法

国民健康保険中央会の介護情報基盤ポータル経由で申請受付し、国民健康保険中央会経由での補助を実施します。  
令和8年度の申請受付期間は、令和8年5月7日（木）から令和9年3月12日（金）（予定）までとなっています。

# (参考) 介護関連データ利活用に係る基盤構築事業の助成金交付要綱※抜粋

## 助成対象（区分）におけるサービス種類コード及び名称比較

### 助成対象（区分）：訪問・通所・短期滞在系

11 訪問介護 12 訪問入浴介護 13 訪問看護 14 訪問リハビリテーション 15 通所介護 16 通所リハビリテーション 21 短期入所生活介護 22 短期入所療養介護（介護老人保健施設） 23 短期入所療養介護（病院等） 2A 短期入所療養介護（介護医療院） 31 居宅療養管理指導 43 居宅介護支援	68 小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 71 夜間対応型訪問介護 72 認知症対応型通所介護 73 小規模多機能型居宅介護 76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 77 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 78 地域密着型通所介護 79 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）
--	---

### 助成対象（区分）：居住・入所系

27 特定施設入居者生活介護（短期利用型） 28 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型） 32 認知症対応型共同生活介護 33 特定施設入居者生活介護 36 地域密着型特定施設入居者生活介護 38 認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	51 介護福祉施設サービス 52 介護保健施設サービス 54 地域密着型介護福祉施設入所者生活介護 55 介護医療院サービス 59 特定入所者介護サービス等
---	--

### 助成対象（区分）：その他

17 福祉用具貸与 41 特定福祉用具販売 42 住宅改修 81 市町村特別給付	
---	--

※介護予防サービスのみを実施している介護事業所においては、介護予防サービスを介護サービスに読み替えて申請を行うこと。  
 ※助成金申請手引きにおける「4-2.よくあるご質問」にて限度額の考え方についての記述もございますので併せてご確認ください。  
 ※出所：介護関連データ利活用に係る基盤構築事業の助成金交付要綱（介護事業所）より抜粋